

大和市障害者自立支援協議会 児童部会 活動報告

部会員等(敬称略):ぴこっと(山田)、児童発達支援センター第1松風園(蓮見)、
はあとふるキッズ大和南(普久原)、ぱれっとエスト(斎藤)、大和市青少年相談室(関野)、
大和市こども・青少年みらい課(前田)、大和市教育委員会指導室(近藤)、
大和市すくすく子育て課発達支援係(木戸、鈴木)、瀬谷支援学校連携支援グループ(青木、浅井)、
横浜ひなたやま支援学校連携支援グループ(町田)、
三ツ境支援学校連携支援グループ(山田、高梨)、
大和市障害者自立支援センター(塩原)、サポートセンター花音(藤崎)、
相談支援センター松風園(横山・西田、小林)

1. はじめに

令和7年度も引き続き、「保護者が就労している家庭の“支援が必要なこども”の過ごす場を考える」をテーマに取り組み、【中期】(2~3年後に求められる姿)“支援が必要なこども”の過ごす場について具体的な改善案を実施していく段階の取り組みを行った。大和市における「保護者が就労している家庭の“支援が必要なこども”」を中心とした関係機関の役割や課題を図や一覧表を作成して整理し、各機関でできる具体的な取り組みを整備していくこととなった。

2. 目指すゴール

【中期】(2~3年後に求められる姿)

“支援が必要なこども”の過ごす場について具体的な改善案を実施していく

【長期】将来求められる姿

就労している家庭の“支援が必要なこども”が地域の中で安心して過ごせるようになる

3. 活動内容

○第1回 令和7年6月11日(水) 対面で実施 14名参加

- ・部会長承認、自己紹介、令和6年度の活動の振り返り、令和7年度の取り組みについて
- ・保護者が就労している家庭の“支援が必要なこども”の居場所を考える まとめシートについて確認

○第2回 令和7年9月10日(水) 大和市障害福祉センター松風園2F 屋内訓練室で実施 15名参加

- ・課題の整理
- ・「放課後児童クラブと放課後等デイサービスを併行利用している児童に係る連携について」通知の確認。

○第3回 令和7年12月10日(金) 大和市障害福祉センター松風園2F 屋内訓練室で実施 15名参加

- ・「放課後児童クラブと放課後等デイサービスを併行利用している児童に係る連携について」配布の確認。
- ・保護者向けの業務連絡について検討。図の完成に向けた意見交換実施。
- ・配布後の変化について確認。

○児童部会ワーキンググループ 実施回数:年5回(現在) ハイブリッド(オンラインと対面)で実施

児童部会長、大和市発達支援連携連絡会長、事務局で、部会の進行準備や記録作成、連絡調整を実施

4. まとめ

令和7年度は、保護者が就労している家庭の“支援が必要なこども”の過ごす場について話し合い、こども家庭庁

が描く地域の図を基に、「保護者が就労している家庭の“支援が必要なこども”」を中心とした大和市版の図を描き、地域における各機関の「役割」「現状」「課題」「今後に向けての具体的な取り組みの案」を整理した。（別紙）図や課題を整理することを通して、大和市の保護者が就労している家庭の“支援が必要なこども”を支えるネットワークの土台作りを行った。

「現状」と「課題」を整理する中で、放課後児童クラブと放課後等デイサービスを併用している児童について、お互いの情報を共有していくことを推奨するために、放課後等デイサービス事業の窓口であるすくすく子育て課発達支援係と、放課後児童クラブの窓口であるこども・青少年みらい課との連携により、「放課後児童クラブと放課後等デイサービスを併行利用している児童に係る連携について」の通知を作成し、各放課後児童クラブや放課後等デイサービス事業所へ配布した。（別紙）また、保護者向けにも連携についての通知の配布を実施していくこととなっている。配布をしたことで、放課後児童クラブの職員さんが「困っている」と発信しやすくなり、家族や、すくすく子育て課をとおして放課後等デイサービス事業所と話す機会が増えたという意見もあった。

さらに、こども・青少年みらい課より、放課後児童クラブの利用児に、紙パンツを使用している小学生の割合が増えてきており、放課後児童クラブのトイレ環境（におい対策やスペースの確保）の課題が挙げられ、令和8年度、実態を調査していくこととなった。また、トイレトレーニングについては、保育園や幼稚園、児童発達支援事業など、未就学児における発達支援の共通の課題であり、就学前の発達支援の在り方についても検討が必要ではないかという意見も挙がった。

「保護者が就労している家庭の“支援が必要なこども”の過ごす場を考える」をテーマで話し合いをする中で、共働き世帯が増えてきている現状において、大和市における発達支援の在り方について見つめ直していく必要性が挙げられた。令和 8 年度は、さらに放課後児童クラブの現状を通して見えてくる地域における「支援が必要なこども」の発達支援の在り方と、就労している家庭の“支援が必要なこども”が地域の中で安心して過ごせるようになる地域づくりのために必要な継続した取り組みについて検討をしていく。

以上

令和7年度 大和市障害者自立支援協議会 高齢福祉分野との連携部会報告

構成委員（敬称略） 大和市肢体不自由児者父母の会（丸山、浅野）
大和市手をつなぐ育成会（人見）、大和さくら会（山崎）
大和市社会福祉協議会地域生活支援課（坂上）
コンフォート光ヶ丘（佐藤）、成年後見センターかけはし（川田）
鶴間地域包括支援センター（大島）、福田北地域包括支援センター（田丸）
深見大和地域包括支援センター（新倉）、ワーカーズ想（大内）
大和市障害者自立支援センター（青木）、相談支援センター松風園（佐上）
大和市障がい福祉課（木村、大西）、サポートセンター花音（菅野、大森、福田、土方、藤崎）

1. はじめに

障がいのある方及びそのご家族の高齢化に伴い、地域生活におけるさまざまな課題が顕在化している状況を踏まえ、障がい福祉分野の枠を超えて、高齢福祉分野との情報共有や連携に軸を置きながら、風通しの良い、円滑な支援体制の構築を目指すことをテーマとして取り組みました。

2. 今年度の活動について

今年度は、地域生活支援部会から高齢福祉分野との連携部会に名称を変え、毎月1回の定例会議をオンライン及び対面にて開催しました。

障がいのある方及びそのご家族の高齢化に伴う課題と向き合う中で、部会構成員である大和市内の地域包括支援センターと協力し、共通する課題を解決するために情報共有を行い、専門分野の異なる支援者同士が連携しながら、風通しがよく、より連携がとりやすいスムーズな支援体制の構築を目指しました。

また、支援者視点、ご家族やご本人の視点で、介護保険制度移行に向けた流れを確認できるフローチャートづくり（チェックリスト入り）を行いました。

3. 活動内容

(1) 高齢福祉分野との連携強化活動

○「大和市中部地区地域ケア会議」への出席

日程： 令和7年8月22日（金）

内容： テーマ「障害福祉制度の理解と障がい・高齢分野の連携」

会場： 大和市地域医療センター 2階講習室

参加者： 地域包括支援センター5名

居宅介護支援事業所26名

障がい支援事業所関係（相談支援含む）9名

行政4名 その他5名

合計51名



(2) 普及啓発活動

○障がい者週間事業

日程： 令和7年12月1日（月）～2日（火）

内容： あんしんノートの紹介

あんしんノート及び書き方見本の展示と配布

会場： イオン大和鶴間店ライトコート及びウォーターコート



(3)高齡福祉分野との連携強化活動

○大和市「南部3包括合同 圏域地域ケア会議」への出席

日程： 令和8年2月26日（木）

内容： テーマ「大和市の障がい者相談支援体制と機関連携」

会場： 大和市渋谷学習センター201 多目的ホール【IKOZA（イコーザ）2階】

参加者： 地域包括支援センター、大和市南部の居宅介護支援事業所、市内委託相談支援事業所等

4.まとめ

昨年度実施した大和市北部の地域包括支援センターとの合同地域ケア会議、大和市南部の地域包括支援センターとの合同地域ケア会議に続き、今年度は大和市中部の地域包括支援センター主催による中部地区地域ケア会議に参加しました。

中部地区地域ケア会議では、大和市障がい福祉課より、障害福祉制度や障がい福祉サービスについてご講義いただきました。その後、サービス等利用計画を担当していた相談支援専門員と介護保険移行後に担当している介護支援専門員（ケアマネジャー）による共通事例を通して、介護保険移行前と移行後のサービスの違い、介護保険移行に向けて生じた課題等（情報伝達のタイミング、手続きの流れ、空白期間なくサービスが受けられるかなどの不安感へのサポート、必要に応じて継続できる障害者総合支援法のサービス）の共有をおこない、参加者によるグループワークを通して情報共有と学びを深めました。

参加者アンケートからは、講義を聞いた後、「介護・障がいサービス内容について深く学ぶことが出来た」「障害サービス～介護保険サービスへの移行事例は具体的で、相談・居宅介護側それぞれの視点での気づきを学ぶことができ、ケアマネさん（受ける側）と計画相談（依頼する側）の想い、視点の違いが分かって良かった」との声があがっています。

また、居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）からは、「障がい者福祉との連携を日頃から考えておく必要があると感じ、今後の支援に活かしていきたいとの声もあがり、グループワークにおいては、障がい・介護・包括・市役所の方と様々な方が参加して下さっていたので色々な話が聞けて良かった」「多職種によるグループワークで実際の引継ぎの苦労やポイントを聞くことが出来て良かった」との回答もあり、交流含めて顔の見える関係性づくりとして有意義なケア会議となりました。

今後は、2026年2月26日（木）渋谷学習センターにて実施される、南部3包括合同 圏域地域ケア会議に参加し、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所、地域活動支援センターの機能について、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所の方々と学びを深める予定となっております。

介護保険制度移行に伴うフローチャート（チェックリスト入り）については、移行に伴う流れを視覚的に整理することとて、ご利用者、ご家族、支援者が手続きの過程を理解しやすくなり、また、関係者が共通の認識を持ち、円滑に介護保険サービスへ移行できるツールとして作成しました。

より包括的かつ実効性の高い内容とするために、高齡福祉分野と障がい福祉分野が連携し、ご家族含め、部会内部で検討を重ね、双方の視点を取り入れています。

介護保険移行に伴うフローチャート（チェックリスト入り）については、「なんでもそうだんやまと」のホームページ上に掲載予定です。

以上

令和7年度 大和市障害者自立支援協議会 意思決定支援部会報告

1. はじめに

障がいのある方（児童）の権利擁護を推進するために、大和市としての意思決定支援に関する課題を整理すると共に、児童期、成人期、障がい種別・状況毎に、意志決定の形成要素である意思形成、意思決定、意思表示、意思決定に基づいた選択（生活）各段階における課題応じた取り組みを行い、大和市の状況に合わせた意思決定を推進するための仕組み作りに取り組むことを目標に活動を開始しました。

2. 今年度の活動について

今年度は、意思決定支援推進部会を設置し、具体的な活動を開始するための準備を進めました。意思決定支援の基本的な考え方として、意思決定の構成要素である意思形成、意思決定、意思表示、意思決定に基づいた行動を推進、保証するための仕組み作り（例：意思を形成するための体験や経験の機会の保障や在り方、安心して自らの意思を表明できる環境作りや必要な配慮について整理等）を行うための準備として、意思決定支援部会の設置や意思決定支援の重要性について、市内の支援機関で共有し、なるべく多くの参画者を募っていくための活動を行いました。

3. 活動内容

令和7年8月22日に、意思決定支援に関する研修会を実施しました。この研修会は、意思決定支援推進部会の活動を開始するにあたり、障がい児者に携わる多くの方に参画いただくことを目指して、意思決定支援に関する基礎的な知識や地域での展開についての考え方を改めて、学ぶ機会としました。講師には、様々な立場で意思決定支援に携わっていらっしゃる白梅学園大学・堀江まゆみ教授をお招きし、意思決定支援に対する専門職としての押さえておくべき基礎知識や地域での展開について学びました。特に、今後の部会活動のために、意思決定支援を推進するためには、意思決定を支えていくための仕組み作りが大切であることや、軽度知的障がい児者に有効な支援プログラム（keep safeプログラム、以下「KS」と記載）の体験等を行いました。研修会には、障がい児者の支援に関わる多くの機関（放課後等ディサービス、学校関係、サービス提供事業所（日中活動、グループホーム、訪問サービス等）に参加いただき、今後の部会活動に携わってくださる機関とのつながりや課題を共有することができました。



4. まとめ

上記内容を具体化するために、意思決定支援推進部会の活動を開始します。部会構成員については、研修会参加機関を中心に、意思決定支援の推進に対する課題意識や推進意欲がある機関に参画いただき、児童期、成人期それぞれに必要な支援（必要な体験や経験の積み重ねや意思決定支援に関するプロセスの共有・積み重ね等）についての検討を進めていきます。また、部会運営には、上記記載のKSの活動（KSインストラクター研修受講者により展開している大和市障害者自立支援センター就労移行支援事業利用者向けプログラム）も連動させ、より良い支援方法の構築を図っていきます。

以 上

せつめいよう やまとし
説明用 大和市

＜介護保険移行イメージ図＞



とくていしっぺい
特定疾病なし

第2号被保険者
申請年齢39歳と6カ月

40歳～64歳で特定
疾病になった方含む

とくていしっぺい
特定疾病あり

※主治医が特定疾病として意見書の記載が可能か確認

せいほじゅきゅう ばあい せいかつえんご か かいごほけん しんせい
生保受給の場合は生活援護課が介護保険を申請

第2号被保険者の方は、
ここからスタート



だい ごう ひ ほけんしゃ
第1号被保険者

しんせいねんれい さい かげつ
申請年齢64歳と6カ月

第1号被保険者の方は、ここからスタート

しょう 障がい : そうだん し えん せんもんいん 相談支援専門員
かいご ほけん 介護保険 : ち い き ほう かつりょうしゃ せつめい 地域包括両者で説明

かいごほけんひほけんしゃしょう
介護保険被保険者証



通常ルート

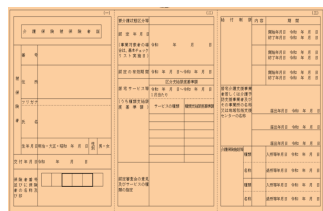


- ・大和^{やまと}市役所^{しやくしょ}
- ・地域^{ちいき}包括^{ほうく}支援^{しえん}センター
- ・どちらか^{かい}で介護^ご保険^{ほけん}申請^{しんせい}

40歳^{さい}～64歳^{さい}で新たに^{あら}
特定^{とくてい}疾病^{いっしつ}になっ^なた方^{かた}

じっぴふたん
実費負担がある
など

かいごほけんふたんわりあいしょう
介護保険負担割合証



- ・認定調査
- ・介護保険被保険者証
- ・介護保険負担割合証

を確認

にんていちようさ けっか
認定調査の結果

ようかいご
要介護(1.2.3.4.5)

きょたくかいごしえん じぎょうしょ
居宅介護支援(ケアマネージャー)事業所

利用に際し、必要
な説明



ほうかつ きょたくかいごしえんじぎょうしょ
 包括・居宅介護支援事業所
 どうじけいやく
 同時契約

ひがいとうじぎょうたいしやうしゃ
非該当事業対象者

ようしえん
要支援(1.2)

たんとうしゃかいぎ
担当者会議
(ケアプランの内容を関係者で話し合い)

しんせい
申請からサービス
かいし
開始までのてつづ
手続き
はここがゴール

サービス^{かいし}開始



・認定調査、・介護保険被保険者証、・介護保険負担割合証を確認



ちいきほうかつしえん
地域包括支援センターに相談

かいごほけんひほけんしゃしやう
 <介護保険被保険者証>

(一)				(二)				(三)			
介護保険被保険者証				要介護状態区分等				給付制限内容			
番号				認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)				開始年月日 令和 年 月 日 終了年月日 令和 年 月 日			
住所				認定の有効期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日				開始年月日 令和 年 月 日 終了年月日 令和 年 月 日			
フリガナ				区分支給限度基準額 令和 年 月 日～令和 年 月 日 1月当たり				開始年月日 令和 年 月 日 終了年月日 令和 年 月 日			
氏名				原宅サービス等 (うち種類支給限度基準額)				原宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称			
生年月日 明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女				サービスの種類				居出年月日 令和 年 月 日			
				種類支給限度基準額				居出年月日 令和 年 月 日			
								居出年月日 令和 年 月 日			
								居出年月日 令和 年 月 日			
								居出年月日 令和 年 月 日			
交付年月日 令和 年 月 日				認定審査会の意見及びサービスの種類の指定				介護開始施設等			
保険者番号並びに名称及び印								種類			
								名称			
								種類			
								名称			
								通所等年月日 令和 年 月 日			
								種類			
								名称			
								通所等年月日 令和 年 月 日			

かいごほけんふたんわりあいしやう
 <介護保険負担割合証>

介護保険負担割合証									
交付年月日 年 月 日									
被保険者	番号								
	住所								
	フリガナ								
	氏名								
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日								
利用者負担の割合	適用期間								
割	開始年月日	令和 年 月 日	終了年月日	令和 年 月 日					
割	開始年月日	令和 年 月 日	終了年月日	令和 年 月 日					
保険者番号並びに名称及び印									

注意事項

一 介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口へ提出してください。

二 介護サービス又は介護予防・生活支援サービスの事業のサービスに要した費用のうち、「適用期間」に応じた「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の金額をお支払いいただきます。(居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払額はありません)

三 被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の適用期間の終了年月日に至ったときには、直ちに、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。

五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

六 利用時支払額を三割(利用者負担の割合)欄に記載された割合が三割である場合は四割)とする措置(給付額減額)を受けている場合は、この証に記載された利用者負担の割合よりも、当該措置が優先されます。

＊対象者：障がい福祉サービスを利用している64歳の方＊

☆介護保険移行フローチャート☆（障がいのあるご本人・ご家族・後見人等）



こんな生活をしたい!こんなことをしたい!

介護保険利用に関して相談支援専門員や通所事業所の職員など相談するところがありますか?

ある

ない

相談できるところの方と一緒に介護保険利用について話をいきましょう!

64歳頃、障害福祉課の担当ケースワーカーに「65歳になったら、現在利用している福祉サービスがそのまま利用できるか」などと相談してみましょう!

☆時期☆



☆障がいのある本人・家族・後見人等☆



64歳

介護保険
利用のイ
メージを
していく
時期

☐ 支援者と介護保険について、どこの地域包括支援センターに相談に行けばよいか確認しましょう。

☐ 今、利用している福祉サービスを確認しましょう。

☐ 介護保険利用にあたり、費用負担があることを知っておきましょう。

☐ 主治医を確認しておきましょう。主治医がいなければ、探しておきましょう。＊どうやって探す?→内科・整形外科・精神科等行ったことがある医療機関へ、まず相談してみましょう。

☐ 本人の情報を地域包括支援センターに伝える準備をしていきましょう。
(参考として、あんしんノートなどを活用もひとつの手段)

＊あんしんノートは、<https://yamato-n-hp.normanet.ne.jp/sp/content/2022-12-07-anshin-note.pdf>参照

支援者:

地域包括支援センター:

今、利用しているサービス:

6か月前～

介護保険
の説明・
めんだんじき
面談時期

☐ 地域包括支援センターにて面談

☐ どのような流れで介護保険サービスが利用できるのか確認

☐ 介護保険サービスが利用開始するまでどのくらいの期間かかるのか確認

☐ 支援者と一緒に『3か月前～チェックリスト』を作成してみましょう。

主治医:

地域包括支援センター担当者:

3か月前～

しんせいじき
申請時期
＊一番忙
しい時期

☐ 介護保険を利用すると、新たに利用できるサービスは何か、継続できる福祉サービスの確認してみましょう。

☐ 介護保険申請＊原則2か月前＊3か月前から申請は可能

☐ 認定調査 ☐ 病院に受診

1か月前

＊必要な方は、年金について変更がないか保険年金課 046-260-5116に確認してみましょう。

しょうがい
障害サービス:

介護保険サービス:

介護認定が
で
出た介護
保険サービ
ス利用する

介護認定が
で
出た介護
保険サービ
ス利用しない

介護
認定
ひがどう
非該当

介護認定非該当の場合、
介護保険とは別に健康づく
りのサービスもある

ケアマネ(地域包括)に
引き継ぎ

障がい福祉サービス継続
利用可能な場合、更新申請を
行い、受給者証の更新

基本チェックリスト
(担当者:包括支援センター)

65歳
たんじょうび
誕生日

これからが始まり!

☆介護保険移行フローチャート☆（支援者等）



こんな生活をしたい!こんなことをしたい!

利用者さん
家族など

介護保険利用に関して相談支援専門員や通
所事業所の職員など相談するところがありま
すか?

ある

相談できるところの方と一緒に介
護保険利用について話をしてい

更新・モニタリング等で介護保険の必要性がでてきたら

☆事前に持っておくもの☆

・介護保険のパンフレット
・支援者用<介護保険移行イ
メージ図>
・<資料>介護保険サービスと
障がい福祉サービスの適用関
係

☆時期☆

☆支援者☆



64歳

介護保険
利用のイ
メージをし
ていく時期
(今後の生
活イメージ
を共有
情報提
供)

※介護保険移行のフローチャートの共有と説明
※本人・家族の不安を考慮して説明のタイミングをはかる必要がある。
☐現時点での本人(家族)の介護保険利用に関して意思確認
☐支援者がどのように協力できるかの確認
☐誰が窓口となって一緒に進めるのか確認
☐介護保険について、本人・家族等に相談先 地域包括支援センターを伝える。
※場合によっては、同行して一緒に話を聴きにいく。
※伝え方:わかりやすく説明することが必要
(どこまでの情報を本人・家族に伝えるかなども踏まえて。より具体的に)
☐64歳になったあとにすることの予告、現状との変化を予告。
☐介護保険利用にあたり、費用負担があることを確認。(1割負担、2割負担、3割負担がある)金銭状況の確認
☐相談支援専門員:モニタリング面談のタイミングで来年(誕生日月)に移行することになる、という話をする。
※本人(家族)が介護保険利用が自分ごととなるようにアナウンス
☐利用しているサービスの再確認 ☐事業所は介護保険に対応しているか?
☐サービス事業所にも予告しているか?
☐成年後見制度の利用も考慮するかどうかの確認
☐支援員間での情報共有(どのタイミングでどこまでの情報?面談までに特性理解が必要であれば準備)
☐主治医がいるか確認したか?
☐主治医がいなければ、主治医探し
※どうやって探す?内科・整形外科・精神科等行ったことがある医療機関へ、まず相談してみる

ニーズ:

意思:

窓口:

変化するもの:

自己負担:

事業所は介護保険している?Yes・No

後見人必要?Yes・No

6か月前～

介護保険
の説明・面
談時期

☐サービス(介護保険)の説明はされているか?
※訪問看護・今まで利用していた日常生活用具と福祉用具の利用、新たに利用できる用具、レンタルも含めて
☐介護保険サービスの利用等、意向の把握
☐地域包括支援センターにて面談同席(介護保険サービス利用意向があり、必要な方対象)
※介護負担の量については言及できない。
※3か月前から行うことが増えるので、現段階でできることを行う。(3か月前のチェックリストの作成など)

ニーズ:
目標:
主治医:

地域包括支援センター担当者:

3か月前～

申請時期
※一番忙
しい時期

☐介護保険申請手合い
☐求めがあれば)認定調査の立ち合い(同席)
☐必要があれば)障害福祉サービス継続かどうかの確認

1か月前(認定がおりてから)
☐費用負担割合の確認
☐支援者と地域包括支援センターと相談をしながらケアマネージャーを探す。
※本人・ご家族の意向を踏まえながら
☐福祉サービス事業所と介護保険移行の情報共有ができていないか?
☐ケアプラン(介護保険と障がいサービス両方の組み合わせを考えておく)作成に向けてサービス等利用計画書の引継ぎ
☐介護保険and障がい福祉サービスの担当者会議に出席
※担当ケアマネージャーと介護保険に移行しても利用する福祉サービス事業所への訪問等も行うと良い。
※行うことが多い時期なので、『3か月前～チェックリスト』を活用して行うことをチェック
(必要であれば、年金については、保険年金課046-260-5116に問い合わせしているかの確認)

障害福祉サービス:

介護保険サービス:

介護認定が出
て介護保険の
サービス利用

介護認定が出
て介護保険
のサービス利
用しない

介護認定
非該当

介護認定非該当の場合、
介護保険とは別に健康づく
りのサービスもある

ケアマネ(地域包括)に引
継ぎ

障がい福祉サーサービス継続
利用可能な場合、更新申
請を行い、受給者証の更新

基本チェックリスト
(担当者:包括支援センター)

65歳

たんじょうび
誕生日

これからが
始まり!

介護保険移行後も担当ケアマネージャーと連携
必要時のフォローと共有

支援者用 3か月前～チェックリスト

☆3か月前☆

☐地域包括支援センター、福祉サービス提供事業所、担当の相談支援専門員などと相談し、介護保険に移行するサービスと、継続する障がい福祉サービスを振り分ける
*継続する障がい福祉サービスは事前に障がい福祉課に相談し、了承を得る必要あり。

*生保受給の場合は、生活援護課が介護保険を申請

☐要介護（要支援）認定の申請を本人かご家族が行う。*包括が訪問にて代行申請可能
介護保険課
大和市保健福祉センター別館1階（大和市鶴間1-31-7）電話番号046-260-5623
大和市役所本庁舎1階（大和市下鶴間1-1-1）
どちらかで行う。
申請に必要なもの
（☐介護保険被保険者証）
☐要介護（要支援）認定申請書
☐主治医の情報
（主治医の氏名、医療機関の名称、所在地、電話番号、最終受診年月）

*☐第2号被保険者の人のみ、医療保険者から交付される、氏名・生年月日、医療保険の被保険者番号、保険者情報等が記載された書類の写し
（例えば次の1～3の書類）
1.「健康保険証」の写し（有効期限内の利用可能なもの）
2.「資格確認書」の写し（健康保険証の有効期限が切れ、マイナ保険証ではない人）
3.「資格情報のお知らせ」の写し（マイナ保険証を保有している人）→時間がかかる可能性あり
※上記1～3の書類の提示が困難である場合は、介護保険課認定係に相談。

☐認定調査を受ける。

☐障害特性など介護保険に引き継ぐ情報をまとめる。（経済状況も含め）

☐

☐

☐

☆1か月前☆

[illegible]

☆介護保険移行フローチャート☆(メモ:Q&A疑問・知りたいことなど)

	サービス等利用計画書を作成する相談支援専門員さんにお聞きします。 64歳のモニタリング等で介護保険の話をご本人・ご家族にしていますか？
	→意向を確認しながらアナウンスできると良いですね。 
	介護保険のサービスを利用開始できる期日は、65歳の誕生日からですか？
	基本、誕生日前日から利用可能です。(例：12月5日誕生日の場合、12月4日～利用可能です。) 
	介護保険被保険者証はいつ届きますか？
	介護保険被保険者証が届く時期は、第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40歳から64歳)で異なります。 第1号被保険者(65歳以上の方) 原則として、65歳の誕生月の前月または誕生月中に、市区町村から自動的に郵送されます。 第1号被保険者には、被扶養者や生活保護受給者を含め、全員に交付されます。 第2号被保険者(40歳から64歳の方) 医療保険に加入している40歳から64歳の方は、要介護認定の申請をした場合、または介護保険被保険者証の交付申請をした場合にのみ交付されます。 特定疾病が原因で要介護・要支援認定を受けた方が対象です。 
	介護保険の認定調査で非該当になった場合でも利用できるサービスはありますか？
	地域包括へ相談し、健康づくり基本チェックリストを使用して、事業対象者となった場合、日常生活総合事業(ホームヘルパーとデイサービスのみ対象)が利用できます。 
	
	

☆介護保険移行フローチャート☆ (メモ:Q&A疑問・知りたいことなど)

令和8年1月吉日

保護者各位

大和市障害者自立支援協議会専門部会児童部会
社会福祉法人 大和しらかし会
児童部会 部会長 山田 兼右

放課後児童クラブと放課後等デイサービスを併行利用している児童に係る情報の連携について

平素より、大和市の福祉行政にご理解ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

先般、こども家庭庁より示された「放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月4日こ支障第168号こども家庭庁支援局長通知)」、「放課後児童クラブ運営指針(令和7年1月22日こ成環第16号こども家庭庁成育局長通知)」にて、障害のあるこどもも放課後児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行うことが求められており、放課後児童クラブと放課後等デイサービス事業所との十分な連携を図り、協力しながら支援に当たる体制づくりを進めていくことが求められております。

大和市では、大和市障害者自立支援協議会専門部会児童部会において、支援が必要なこどもの放課後等の居場所について検討する中で、各ガイドラインに基づき、放課後児童クラブ及び放課後等デイサービスが適切に相互で情報連携を行い、お子さんが安心して放課後の時間を過ごすことができるように協力していくことを推進しています。

つきましては、お子さんの情報の連携については、保護者の同意が必要となりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いします。

【参考:抜粋】

放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月4日)

○ こどもが放課後等デイサービスと放課後児童クラブ等の併行利用をしている場合は、当該放課後児童クラブ等と支援内容等を共有するなど連携して支援に当たるとともに、必要に応じて当該放課後児童クラブ等における障害のあるこどもへの支援をバックアップしていくことが重要である。(P42)

放課後児童クラブ運営指針(令和7年1月22日)

○ 地域社会における障害のあるこどもの放課後の生活が保障されるように、放課後等デイサービス等と連携及び協力を図る。その際、放課後等デイサービスと併行利用している場合には、放課後等デイサービス事業所と十分な連携を図り、協力できるような体制づくりを進めていくことが求められる。(P10)



(案)

事務連絡
令和7年 月 日

市内放課後等デイサービス事業所 管理者様

大和市
すくすく子育て課長

放課後児童クラブを併行利用している障がい児に係る情報の連携について
(依頼)

平素より、本市の福祉行政にご理解ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

先般、こども家庭庁より示された「放課後等デイサービスガイドライン（令和6年7月4日こ支障第168号こども家庭庁支援局長通知）」、「放課後児童クラブ運営指針（令和7年1月22日こ成環第16号こども家庭庁成育局長通知）」にて、放課後児童クラブにおいては、障害のあるこどもも放課後児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行うことが求められており、放課後等デイサービス事業所においても、放課後児童クラブと十分な連携を図り、協力しながら支援に当たる体制づくりを進めていくことが求められております。

今般、大和市障害者自立支援協議会専門部会児童部会において、支援が必要なこどもの放課後等の居場所について検討する中で、放課後児童クラブ及び放課後等デイサービス双方の支援の現場から、上記連携の必要性が課題として挙げられました。

つきましては、各ガイドライン等に基づき、放課後児童クラブを併行利用している障がい児の支援において必要な場合には、保護者へ説明の上、適切に相互で情報連携を行い、協力していただくようお願いいたします。

【参考：抜粋】

放課後等デイサービスガイドライン（令和6年7月4日）

- こどもが放課後等デイサービスと放課後児童クラブ等の併行利用をしている場合は、当該放課後児童クラブ等と支援内容等を共有するなど連携して支援に当たるとともに、必要に応じて当該放課後児童クラブ等における障害のあるこどもへの支援をバックアップしていくことが重要である。(P42)

放課後児童クラブ運営指針（令和7年1月22日）

- 地域社会における障害のあるこどもの放課後の生活が保障されるように、放課後等デイサービス等と連携及び協力を図る。その際、放課後等デイサービスと併行利用している場合には、放課後等デイサービス事業所と十分な連携を図り、協力できるような体制づくりを進めていくことが求められる。(P10)

※情報共有を行う場合は必ず、保護者への同意確認を行い、「(例) ○○さんが放課後等デイサービスで安心して過ごせるように、発達支援の参考にしたいので、放課後児童クラブに支援の状況を確認してもよいでしょうか。」等、あくまで支援を行っているお子様のためである趣旨を説明し、保護者の理解を得るようにしてください。

※保護者の同意が得られましたら、情報連携を行いたい放課後児童クラブへ連絡をしてください。

※関係機関との調整について、障がい児の総合的な支援の計画を担っている、障害児相談支援事業所に連絡して相談する事も可能です。

※会議の開催方法等、情報交換の手法については、両方で十分に調整の上行ってください。

※放課後児童クラブとの連携は、「関係機関連携加算（Ⅱ）」の対象となります（開催する会議の規模は問わない（オンライン可））。詳しくは「障害者総合支援法事業所ハンドブック」等でご確認ください。

※市内の放課後児童クラブへは、今後自立支援協議会から通知をする予定ですが、市外の放課後児童クラブには、自立支援協議会から事前の通知は行わないので、情報共有を検討する場合、ガイドライン等に基づく保護者同意の上での情報共有である旨を丁寧に説明してください。

事務担当

大和市すくすく子育て課 鈴木、安部、米崎

046-260-5673

(案)

事 務 連 絡
令和7年 月 日

市内放課後児童クラブ 御中

大和市障害者自立支援協議会児童部会

放課後等デイサービスを併行利用している障がい児に係る情報の連携について（依頼）

平素より、地域の子供達の健やかな成長と、安心して過ごせる場の提供にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

先般、当部会（令和6年9月27日、令和7年6月11日）において、支援が必要なこどもの放課後等の居場所について検討する中で、放課後児童クラブ支援員から、放課後等デイサービスと併行利用している児童に係る相互連携の必要性が課題として挙げられました。これを受け、大和市すくすく子育て課から、市内放課後等デイサービス事業所に対し、双方の連携について、通知がなされたところでございます。（別紙参考）

つきましては、各放課後児童クラブにおかれましても、国の「放課後児童クラブ運営指針」等ふまえ、放課後等デイサービスを併行利用している児童の支援において必要な場合には、保護者の同意のもと、適切に情報連携をしていただくようお願いいたします。

【参考：抜粋】

放課後児童クラブ運営指針

（令和7年1月22日こ成環第16号こども家庭庁成育局長通知）

○ 地域社会における障害のあるこどもの放課後の生活が保障されるように、放課後等デイサービス等と連携及び協力を図る。その際、放課後等デイサービスと併行利用している場合には、放課後等デイサービス事業所と十分な連携を図り、協力できるような体制づくりを進めていくことが求められる。（P10）

※情報連携を行う場合は必ず保護者への同意確認を行い、「(例) ○○さんが児童クラブで安心して過ごせるように、育成支援の参考にしたいので、放課後等デイサービスに支援の状況を確認してもよいでしょうか。」等、あくまで支援を行っているお子様のためである趣旨を説明し、保護者の理解を得るようにしてください。

※保護者の同意が得られましたら、情報連携を行いたい放課後等デイサービスへ連絡をしてください。

※関係機関との調整については、障がい児の総合的な支援の計画を担っている障害児相談支援事業所に連絡し、相談する事も可能です。その際も保護者に同意確認を行ってください。

※会議の開催方法等、情報交換の手法については、両者で十分に調整の上行ってください。

※市外の放課後等デイサービス事業所と情報共有を検討する場合、大和市から事前の通知はしておりませんので、ガイドライン等に基づく保護者同意の上での情報共有である旨を丁寧に説明してください。

事務担当●●●●●

令和 7 年度 大和市障害者自立支援協議会 専門部会 児童部会

～保護者が就労している家庭の“支援が必要なこども”の過ごす場を考える～

<令和7年度>

こども家庭庁が描く地域の図を基に、～保護者が就労している家庭の“支援が必要なこども”の過ごす場を考える～をテーマに、大和市としての図を描いていく。具体的な取り組みを整備していく。

すでに今あるものを図に整理していくことと、理想的な姿と現状を確認し、そのギャップを埋める案を考えていきます。

資料1:大和市バージョンの「障害児支援のこれから」の図(案)です。第1回の児童部会を経て改訂しています。

資料2:各機関の「保護者が就労している家庭の支援が必要な子」に関連した「役割」と「現状」「課題」「具体的な取り組みの案」を記入して整理していきます。

【資料 1】

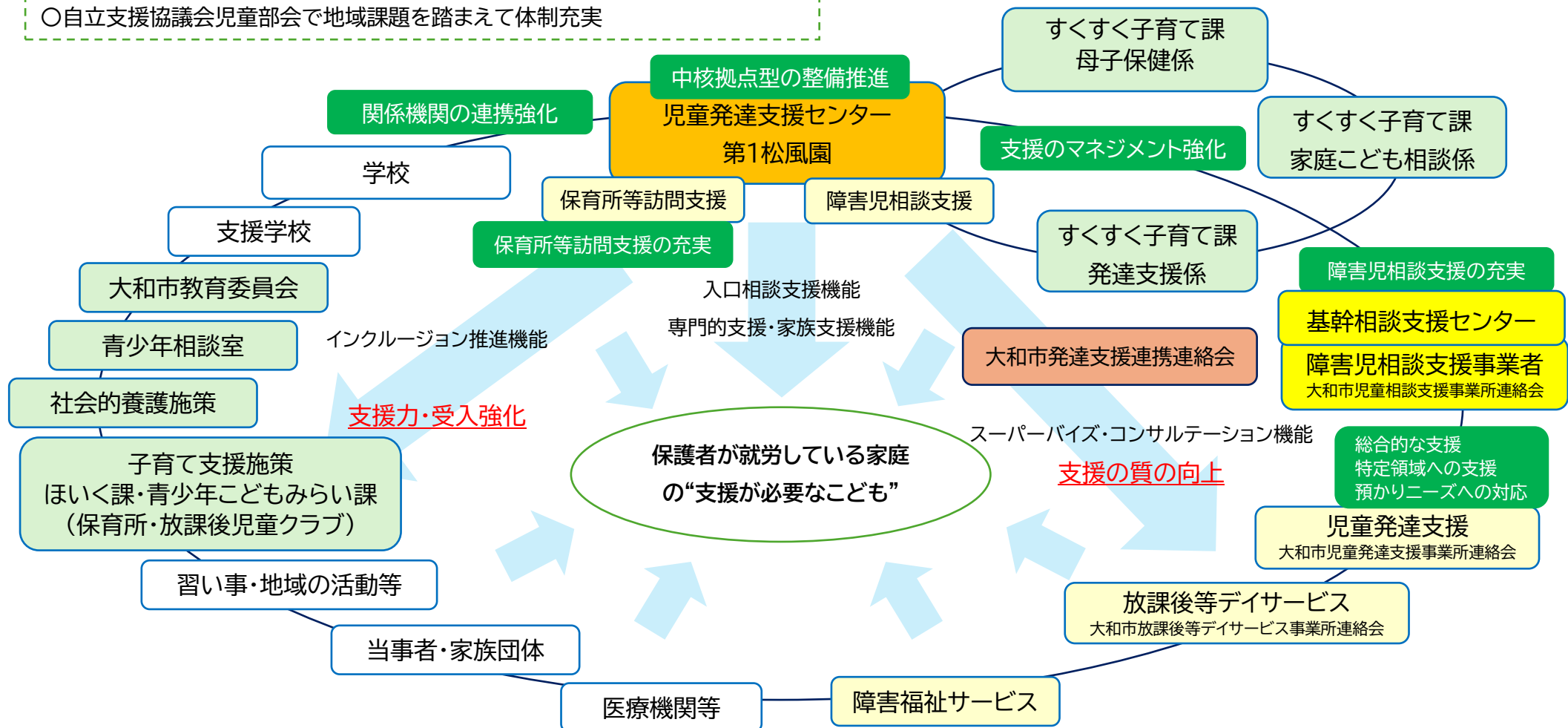
障害児支援のこれから(大和市バージョン)修正 Ver.1

障害の有無に関わらず、すべてのこどもが共に育つ地域づくりに、関係機関が共同して取り組む
(ニーズに応える専門的支援 + 地域を支えインクルージョンを推進)

大和市

適切な支給決定

- 児童発達支援センター第1松風園を中核にした地域の支援体制を整備・強化
- 障害児・家族を中心に、関係機関が連携して切れ目・漏れなく支援
- 自立支援協議会児童部会で地域課題を踏まえて体制充実



【資料2】

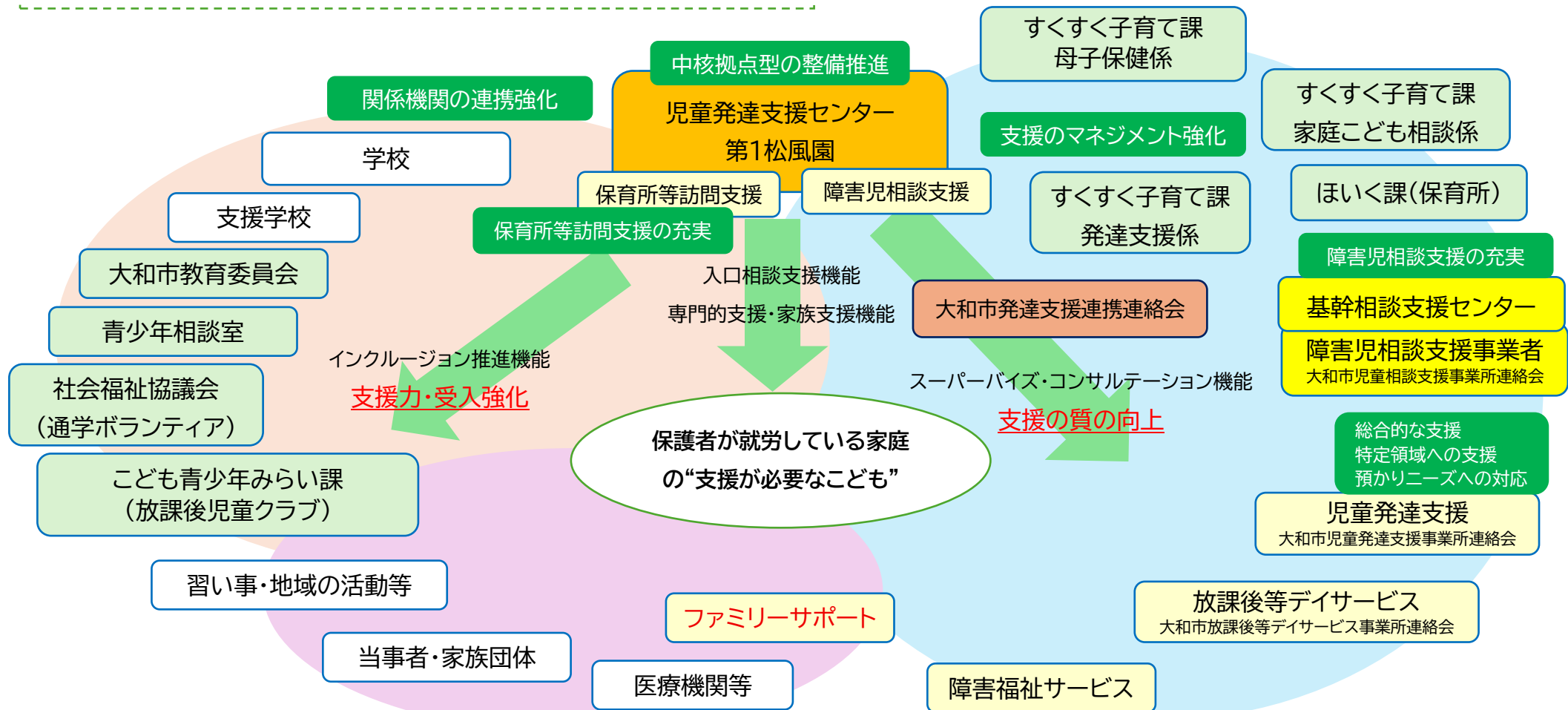
保護者が就労している家庭の“支援が必要な子ども”への支援のこれから(大和市バージョン)修正 Ver.2

障害の有無に関わらず、すべての子どもが共に育つ地域づくりに、関係機関が共同して取り組む
(ニーズに応える専門的支援 + 地域を支えインクルージョンを推進)

大和市

適切な支給決定

- 児童発達支援センター第1松風園を中核にした地域の支援体制を整備・強化
- 障害児・家族を中心に、関係機関が連携して切れ目・漏れなく支援
- 自立支援協議会児童部会で地域課題を踏まえて体制充実



【資料2】

保護者が就労している家庭の“支援が必要なこども”の居場所を考える

各機関	ビジョン・役割	保護者が就労している家庭の“支援が必要なこども”の居場所を考えた場合		
		現状	課題	今後の具体的な取り組み
児童発達支援センター 第1 松風園 保育所等訪問支援 障害児相談支援	①入口相談支援機能 ②専門的支援・家族支援機能 ③インクルージョン推進機能 ④スーパーバイズ・コンサルテーション機能	①相談内容は、すすすく子育て課と連携している。すすすく子育て課と障害児相談支援が連携しサービス利用につなげている。	①障害児相談支援がすでに多くのケースを担っており、受けようにも空きがなく、限定したケース数のみの受け入れになっている。	①障害児相談支援が新規を多く受けることができるよう、今年度から、具体的な方策を大和市障がい福祉課、すすすく子育て課と一緒に考えている。
		②・日中一時支援事業を実施。 ・家族会で居場所についての情報提供をしている。 ・家族と面談し、困り感の共通理解を図り、支援や情報提供をしている。 ・家庭での過ごし方について家族と共通理解できるように支援している。 ・特性理解のための勉強会、相談支援ファイルかけはし作成の支援などを行っている。	②・日中一時支援事業は定員10名だが、人材不足などで8名までの預かりになっている。 ・放課後等デイサービスに入ることが年々狭き門になっており、年長になって直ぐに(それ以前の場合もある)見学にいくなどが多くなっている。 ・仕事などの理由で、家族が学ぶ機会が減ってきている。 ・職員人財の育成	②勉強会については引き続き見逃し配信を行っていく。
		③・保育所等訪問支援の活用、卒園児の移行支援(地域の小学校対象)を教育委員会(特別支援教育センターアンダンテ)と協働して実施、第1松風園見学会、各種勉強会の実施。	③保育所等訪問支援が定員になると入れない時期がある。 現在新規受け入れが難しい。 ・大和市民のなかに相談支援ファイルかけはしの作成の仕方が分からない方がいる。	③相談支援ファイルかけはしの書き方の普及(特別支援教育センターアンダンテと連携し、勉強会等の実施)。
		④・他事業所との相互理解や信頼関係の構築のため、日頃から連絡、連携を意識しさまざまな会議に参加している。 ・大和市児童発達支援事業所連	④・他事業所との相互理解信頼関係の構築中である。 ・職員の人財育成	④・困ったときに児童発達支援センターに相談してみようと思ってもらえるよう連携を重ねていく。 ・職員の人財育成をし、人財定

		絡会を実施している。 ・第1松風園の見学		着を目指していく。
母子保健施策 (保健センター) (すくすく子育て課 母子保健係)	・健診・訪問等通じ発達の課題が 疑われる子どもを早期発見す る	発達の課題が疑われる子ども を発達支援係につなぐ	—	—
こども家庭センター (すくすく子育て課 家庭こども相談係・ 母子保健係)	・全ての妊産婦、子育て世代、子 どもへの一体的な相談支援 ・母子保健、児童福祉の一体的 支援のための情報共有 ・支援を必要とする子ども、妊産 婦等へのサポートプラン作成	発達の課題が疑われる子ども を発達支援係と連携して支援す る	—	—
市の発達相談 (すくすく子育て課 発達支援係)	・“支援が必要なこども”につい て、相談員によるニーズの把握 や支援方針確認、外部支援機 関との調整など行う	保護者による相談の希望があ る児童、または各園において相 談を希望する児童への関わりに ついて、発達支援係の職員が 「巡回相談」を実施し、児童の観 察を通して各園の保育士を支援 する	保育園や幼稚園側の人的・環境 的側面での限界	”支援が必要なこども“に適切 な支援が届くよう、引き続きほ い課や保育園等と連携する
市の支給決定 (すくすく子育て課 発達支援係)	・障がい児等の生活領域の拡大 と早期療育を通じて、発達を促 す	児童発達支援、放課後等デイサ ービス、保育所等訪問支援、日 中一時支援等の支給決定を行 う	療育の必要性と、親の預けニー ズの乖離	アセスメントをふまえ適切に支 給決定を行う
障害児相談支援事業 大和市児童相談支援事業所連 絡会	・大和市児童相談支援事業所連 絡会を開催 日頃の相談支援業務から、放課 後の過ごし方に困っている本 人、保護者のニーズを吸い上 げ、共有する。 ・教育相談コーディネーター連絡 会における、相談支援事業所の	・共働き家庭、ひとり親家庭は、放課後等 デイサービス事業所と放課後児童クラブ を併用して利用している。そのなかで、放 課後児童クラブでの過ごし方に課題がで ているケースは、本人にとって、よい居場 所はどこかを話し合っている。 ・放課後児童クラブで過ごすことが難しい 場合、家庭のことを総合的に考え、必要に 応じた放課後等デイサービスの支給量を 増やす場合もある。	・放課後等デイサービスの空き がない。 ・放課後児童クラブ、放課後等 デイサービス両方の利用が難し いこどもがあり、本人の負担が 大きい、保護者への働きかけ が難しい。(こどもにとっての居 場所と保護者のニーズとの兼ね	・大和市障害者自立支援協議会 児童部会において、課題解決に 向けた取り組みを継続する。 ・主に支援の必要なこどもの居 場所となっている、放課後等デ イサービスや放課後児童クラブ が、日頃から相互に話し合いの 機会作り、支援の共有や困りご

	活用についての情報共有 ・就学に向け、相談支援ファイル かけはしの情報提供を行う。	・母子、父子家庭も多い。生活を維しな れなければならないし、療育の必要性もあるし、 その間で揺れ動いている。親族から色々 言われたり、児童クラブから困っていると 言われたりと、板挟みになっている保護 者もいる。	合いが難しい。) ・放課後等デイサービスと放課 後児童クラブが両方で話し合い をしているケースは少ないと感じ る。	とと一緒に解決できないかを 考える。
基幹相談センター 自立支援センター	・自立支援協議会の定例会実施	・児童の計画相談は受けられて いない現状。 ・高等部のケースの計画を作成 していることが多い。個別に よっての対応をしている。		
児童発達支援 大和市児童発達支援事業所連 絡会	・5 領域に基づいた発達支援(本 人の発達の特性を評価) ・支援のスタートとなる家族支援 ・就学に向けての移行支援	・それぞれの事業所で工夫をし て家族支援を実施している。 (親子参加、親子分離など)	・事業所ごとに家族支援を実施 しているが、通う事業所によっ てばらつきがある。十分に家族 への支援ができていない現状 もある。	・事業所の枠を超えた家族向け の勉強会や職員向けの研修を 検討していく。 ・家族支援をどうしているか、 連絡会で考えていきたい。
放課後等デイサービス 大和市放課後等デイサービス 事業所連絡会	・5 領域に基づいた発達支援 ・就学に向けての移行支援 ・保護者支援 ・放課後、長期休みに通える活動 の場 ・事業所連絡会を年に 2～3 回 実施。	・放デイと児童クラブを組み合 わせて工夫して利用している。 ・保護者の仕事の都合で帰宅が 遅くなる場合は兄弟や祖父母に 協力してもらっている。 ・要望があれば可能な限り聞い ている。	・保護者の目線だけでなく児童 の目線でどのような利用が適 切なのかバランスを考慮してい きたい。(通わせられているとい う子どもの思いなど) ・職員が不足している時間帯(送 迎時)の児童支援が難しい。	・家族の就労支援や不在時にお ける一時的な活動の場所を確 保していく仕組みを整えたい。 (放課後等デイサービスと日中 一時との併用) ・適切な支援をそれぞれの家庭 に伝えていく。
障害福祉サービス ・日中一時支援事業 ・移動支援 ・居宅介護 ・短期入所				
医療機関			どこに相談すればよいかかわか らない。(情報不足)	医療機関データベースを活用 する
当事者・家族団体			どんな団体があるかわからな い。(情報不足)	情報窓口があるとよい

習い事・地域の活動等			どこに通えばよいかかわからない。(情報不足)	情報を共有できる場を作る
子育て支援施策 保育所・放課後児童クラブ 青少年こどもみらい課	・家族の就労に合わせた受け入れ時間の設定。 ・学校休校時の受け入れ。 ・災害時も放課後の受け入れを実施。	・長期休みに向けて利用希望が増加、高学年が待機となっている現状。支援が必要なケースは優先しているが、個人に合った対応が取れていない。	・申し込み時、事実の情報を書く と断られてしまうと感じるのか、事業所が事実を利用決定後に知ることがある。家族の先入観をどう変えられるかが課題。	・児童への関わりについて、放課後等デイサービスなど関係機関と連携し、クラブでできること、支援の質の向上を図りたい。
社会福祉協議会				
青少年相談室	・教育相談機能(30歳までを対象) ・スクールソーシャルワーカーとの連携	・教育相談を通して、児童生徒支援の観点から、必要な居場所について、保護者・関係機関と連携しながら模索している。	・特になし	・引き続き、関係機関との連携を深めながら、教育相談をすすめていく。
大和市教育委員会	・就学に向けての相談 ・子どもの適切な学びの場についての相談・検討 ・スムーズな就学にむけて幼保小、各機関との連携 ・必要に応じて相談窓口案内	就学相談の中で就労している保護者から入学後の送迎(支援級在籍の場合)や放課後の居場所(児童クラブ・放ディ)の悩み、話題があがることが多い。	必要に応じて相談窓口を案内する中で、保護者が迷わないように、こちらが正確に案内すべき窓口を把握しておく必要性を感じている。	左記については、正確な案内窓口をまず確認すると共に、案内時に保護者に渡すとよいしおりなどがあれば、各機関と確認してこちらにも置いておく。
支援学校	・安心・安全な教育環境の整備	・児童・生徒が安心・安全に学校生活を過ごせるように環境を整えている ・放課後等デイサービス・移動支援との連携	・不登校生徒への対応 ・緊急時の対応(働いている家族と連絡をとることの難しさ)	・必要に応じて各関係機関と連携を図りながら家庭の支援を行っていく。